

指定介護予防

本部園短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 常盤会

指定介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(事業所番号 4771500024)

当事業所はご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 苦情の受付について.....	7
6. 緊急時の対応方法.....	7
7. 非常災害対策.....	8
8. 事故発生時の対応方法.....	8
9. 虐待の防止.....	8
10. 身体拘束.....	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 常盤会
- (2) 法人所在地 沖縄県国頭郡本部町字谷茶310番地
- (3) 電話番号 0980-47-3644
- (4) 代表者氏名 理事長 山里 将保
- (5) 設立年月 昭和56年3月23日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成18年3月31日指定 沖縄県1027号
※当事業所は特別養護老人ホーム本部園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護予防短期入所生活介護

- (3) 事業所の名称 本部園短期入所生活介護事業所
 (4) 事業所の所在地 沖縄県国頭郡本部町字谷茶310番地
 (5) 電話番号 0980-47-3644
 (6) 事業所長(管理者)氏名 施設長 山里 将保
 (7) 当事業所の運営方針

この社会福祉法人(以下「法人」という。)は福祉サービスを必要とするものが、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

- (8) 開設年月 昭和58年4月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	日～土 8:30～17:30

- (10) 利用定員 <指定短期入所生活介護と一体的に行います>

併設利用型 4人

空床利用型 特別養護老人ホームの利用定員70名以内

- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	0室	
2人部屋	1室	
4人部屋	17室	
合計	18室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 低周波・ホットパック・平行棒等
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
看取り室	1室	

☆ 居室の変更: ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。介護老人福祉施設と一体的に行います。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1名	1名

2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	28名	25名
4. 看護職員	5名	
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	0.1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	《標準的な時間帯における最低配置人員》
	A 勤 7:30～16:30 6名
	B 勤 9:30～18:45 3名
	C 勤 12:00～21:00 3名
	J 番 6:00～15:00 1名
	夜 勤 17:00～ 9:00 3名
	K 勤 8:00～17:00 1名
2. 看護職員	《標準的な時間帯における最低配置人員》
	A 勤 7:00～16:00 1名
	B 勤 10:30～19:30 1名
	C 勤 9:00～18:00 1名
	機能訓練員 8:30～17:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2～3回行います。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・医師の指導の元にご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④栄養管理

- ・栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮し

た食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第8条参照)

下記の料金表によって、介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。ご利用者の要介護度及び所得に応じたサービス利用料金となります。

介護保険負担割合証をご確認のうえ、事業所に提示してください。

要介護度	サービス利用料	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	4,510円	451円	902円	1,353円
要支援1(30日超)	4,420円	442円	884円	1,326円
要支援2	5,610円	561円	1,122円	1,683円
要支援2(30日超)	5,480円	548円	1,096円	1,644円

※（ ）は連続して31日以上利用した場合のサービス利用料金です。

☆体制加算（上記金額に加算されます。）

加算の種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
機能訓練体制加算	120円	12円	24円	36円
サービス提供体制強化加算 I	220円	22円	44円	66円

機能訓練体制加算・・・機能訓練に専従する者がいる事により加算されます。

サービス提供体制強化加算（I）・・・前年度の介護福祉士の数に応じて算定されます。

☆その他の介護給付サービス加算（対象者及び利用した回数で加算されます。）

加算の種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算（片道）	1,840円	184円	368円	552円
療養食加算（一食）	80円	8円	16円	24円

介護職員等処遇改善加算（I）	+14.0%
----------------	--------

送迎加算・・・利用者の居宅に送迎した場合に算定します。

療養食加算・・・医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合に算定します。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・介護職員等の処遇改善と人材確保及び資質の向上を目的に介護サービス費合計に加算されます。

☆ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第８条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事時間と料金

朝食（420円） 7：30～9：00 昼食（525円） 11：30～13：00
夕食（650円） 17：30～19：00

1日あたり	食費の 負担限度額	居住費の 負担限度額	小計
第1段階	300円	0円	300円
第2段階	600円	430円	1,030円
第3段階①	1,000円	430円	1,430円
第3段階②	1,300円	430円	1,730円
第4段階	1,445円	915円	2,360円

※各段階については、市町村介護保険担当課窓口への負担限度額認定申請後に決定しますので窓口での手続きをお願いいたします。もしくはケアマネージャーへご相談ください。市町村または沖縄県介護保険広域連合より負担限度額決定通知書が届いた際には、すみやかに事業所へ提示してください。

③理美容

理美容室による理髪・美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥サービスとは関係のない費用の徴収

施設サービスの一環として提供される日常生活上の便宜とはいえないものについては、サービス提供とは関係のない費用として、別途利用者毎に徴収します。

- ・個人用の日用品で、個別の希望に応じて、代行及び立替払いで購入した費用

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後請求書を発行しますので、合計金額をお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み ※手数料は利用者様持ちになります。

琉球銀行 本部支店 普通預金 184509

トキカイ トクバツヨウゴロウジンホームトブエン エンチャウ ヤマザト ショウホ

(福) 常盤会 特別養護老人ホーム本部園 園長 山里將保

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし ※手数料は事業者が負担いたします。

ご利用できる金融機関：沖縄銀行、海邦銀行、JA(農協)、沖縄労働金庫
コザ信用金庫、琉球銀行、郵便局

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。そ

の場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）*

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 介護課長：金城 康路
生活相談員：仲本 政規

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30
また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

○第三者委員（法人評議員）我部 政寿（谷茶区区長）宇根 良克

<受付から解決までの流れ>

苦情の受付 → 解決方法の検討 → 事情調査 → 解決方法の決定 → 結果の確認

（2）行政機関その他苦情受付機関

本部町役場 福祉課	所在地 本部町字東5番地 電話番号 0980-47-2165 F A X 0980-47-2185 受付時間 8：30～17：00
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター 電話番号 098-882-5704 F A X 098-882-5714 受付時間 9：00～17：00
沖縄県 国保連介護サービス苦情 処理相談窓口	所在地 那覇市西3-14-18 電話番号 098-860-9026 受付時間 8：30～17：00

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

7 非常災害対策

- ・防災時の対応 利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従います。

- ・ 防災設備 煙感知器、熱感知器の作動によって自動的に消防署に通報されます。
全居室に消火栓および消火器が設置されています。
- ・ 防災訓練 職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を年2回実施します。
- ・ 防災責任者
- ・ 防災管理者 金城 康路

8 事故発生時の対応

- ・ 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ・ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに講じます。
- ・ 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じます。

9 虐待の防止

- ・ 当施設は、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 当施設における虐待の防止のための指針を整備します。
- ・ 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施します。
- ・ 前各項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・ 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

10 身体拘束

当施設は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ・ 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ・ 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ・ 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

本部園指定介護予防短期入所生活介護

説明者職名 介護課長 金城 康 路 印

生活相談員 仲 本 政 規 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____ 署名 _____

契約者住所 _____ 署名 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 (2,206.94㎡)
- (2) 建物の延べ床面積 2,206.94㎡
- (3) 事業所の周辺環境

本部園は、緑豊かで人情味あふれる環境の中、紺碧の海に伊江島・水納島が見下ろせる風光明媚な丘の上に立地しています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員……………ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員……………ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員……………主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活等の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

介護支援専門員……………ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。1名以上の介護支援専門員を配置しています。

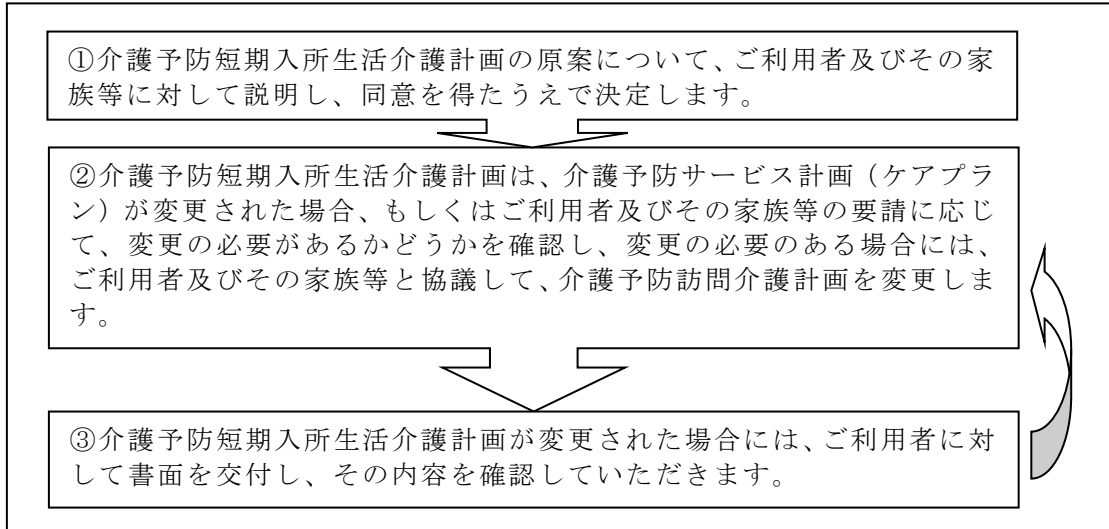
医師……………ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。3名の嘱託医(内科・歯科)を配置しています。

機能訓練指導員……………ご利用者の機能訓練を担当します。1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

管理栄養士……………ご利用者の栄養管理を担当します。1名以上の管理栄養士を配置しています。

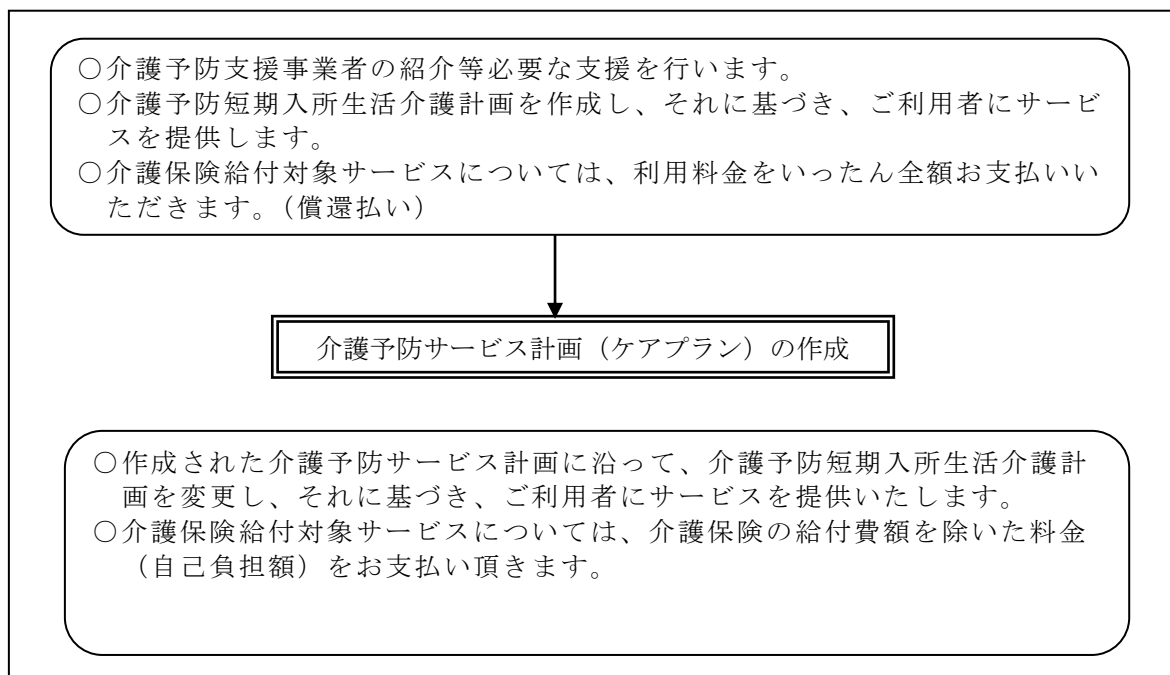
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第条参照）

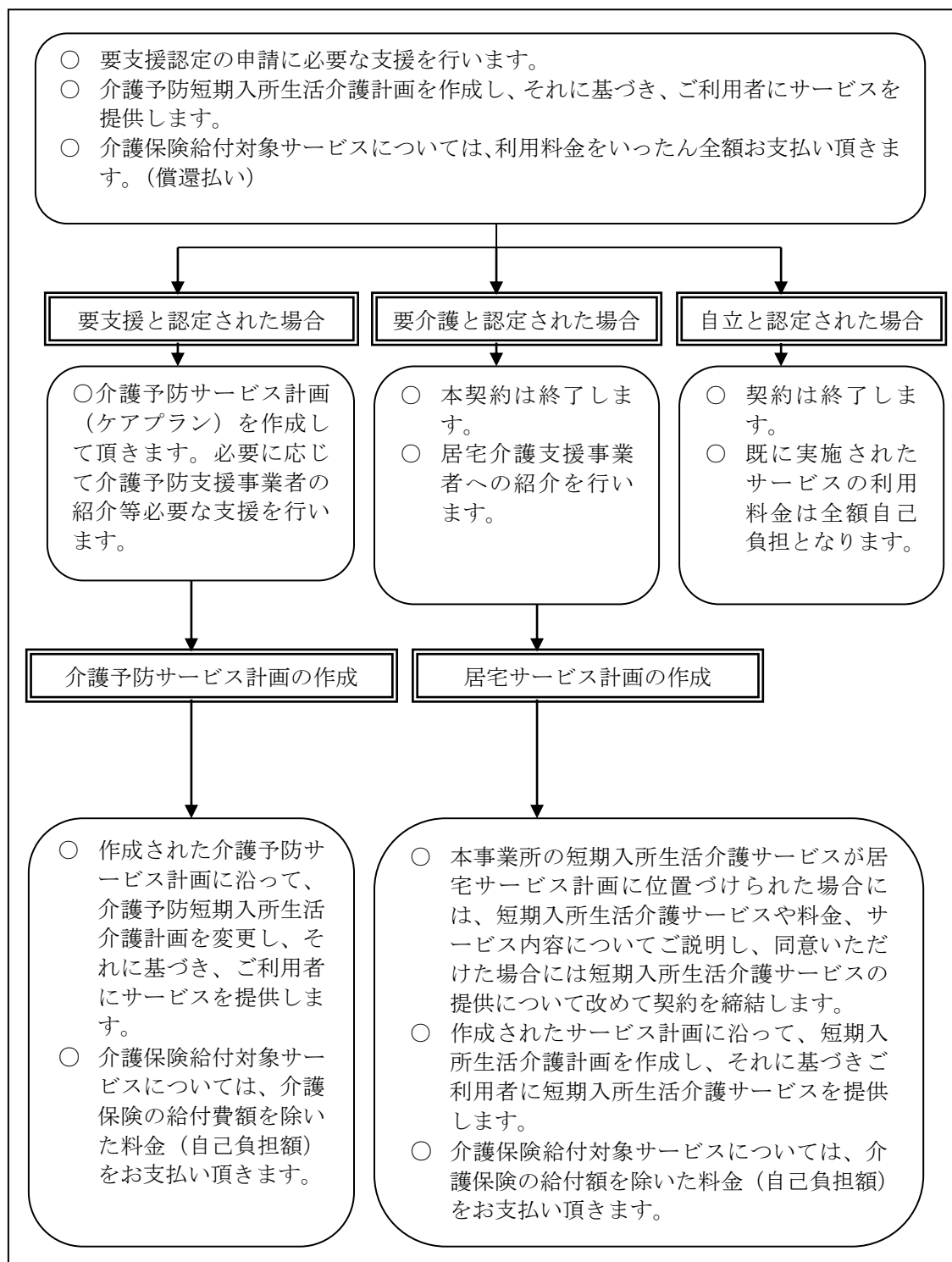


- (2) ご利用者に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要支援認定を受けている場合



②要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業者であった者は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

貴重品等……

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（4）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありませんが中南部、離島、県外の医療機関を利用・要望する場合には、利用者・契約

者において対応するものとします。)

協力医療機関

県立北部病院	所在地 沖縄県名護市大中2丁目12番3号 (診療科) 内科・整形外科・循環器科 等
北部地区医師会病院	所在地 沖縄県名護市宇茂佐1712番地 (診療科) 内科・整形外科・循環器科 等
もとぶ記念病院	所在地 沖縄県国頭郡本部町字石川972番地 (診療科) 内科・小児科・精神科・神経科・リハビリ

(5) 従業者に対するハラスメント

以下のような迷惑行為を意図的にご利用者又はご家族が行った場合は契約解除となる場合があります。

①身体的暴力

たたく、蹴る、ひっかく、つねる、物を投げつける など

②精神的暴力

刃物に向ける、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、理不尽な要求を繰り返す、無視をし続ける など

③セクシュアルハラスメント

従業者の体を触る、抱きしめる、不快感を与える性的な言動をする、猥せつな図画を見せる など

④その他

従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、介護サービスに関係のない写真を撮る、ストーカー行為 など

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- | |
|---|
| ①ご利用者が死亡した場合
②要支援認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉 |
|---|

鎖した場合

- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を廃止した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第17条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。